

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

吉賀町（以下「本町」という。）は、「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、健康で安心して暮らせる「まち」を目指し、様々な環境衛生対策の推進を図っています。快適で安全に暮らせるまちづくりのためには、大量生産、大量消費、大量廃棄による社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、町民や事業者、行政がそれぞれの立場で役割を認識し、様々な取り組みを実践することが重要です。

本町のごみ処理は、可燃ごみの焼却処理に加え、その他のごみは徹底した分別収集を実施して可能な限りの資源化を進め、埋立物の削減を図るなど、適正処理に努めてきました。可燃ごみの焼却処理は、益田地区広域市町村圏事務組合にて運営管理する益田地区広域クリーンセンターで適正かつ安全に処理を行い、処理残渣は益田市の最終処分場に委託処理しています。その他のごみは、鹿足郡不燃物処理組合が運営管理する鹿足郡リサイクルプラザにて破碎・選別・梱包等の中間処理を行い資源化に努めています。

本町では、これまで「吉賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）」（以下「本計画」という。）を策定し、町民・事業者・行政の三者が、それぞれの適切な役割と責任のもとに一体となって、循環型社会形成の促進と環境保全に取り組んできました。しかし、本計画の中間目標年度（令和6年度）を迎えましたので、現状に応じた改正をする必要があります。

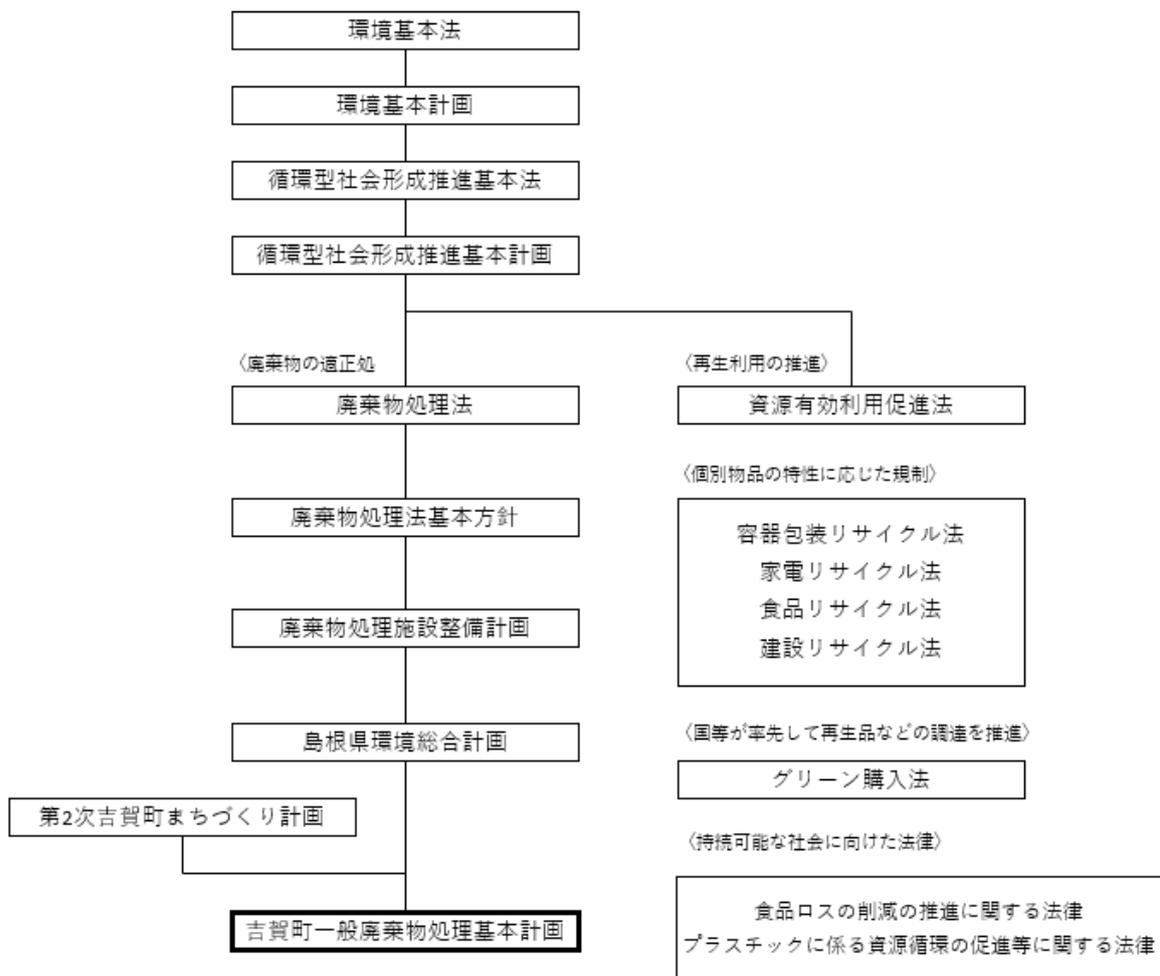
以上により、本計画を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくための実行性のある計画となるよう、一般廃棄物の適正処理に関する基本事項等を改定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定したものです。

本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに島根県の「島根県環境総合計画」、
「第2次吉賀町まちづくり計画」等との整合を図るものとします。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、令和 7（2025）年度を初年度とし、令和 16（2034）年度を計画目標年度とする 10 年計画とし、令和 11（2029）年度をごみ排出抑制目標等の中間目標年度とします。なお、本計画は概ね 5 年ごとに改定します。

◆図表 1-2 計画の期間

和暦年度 （西暦）	R6 （2024）	R7 （2025）	R8 （2026）	R9 （2027）	R10 （2028）	R11 （2029）	R12 （2030）	R13 （2031）	R14 （2032）	R15 （2033）	R16 （2034）
経過年数	-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
計画期間 計画目標年度		←				→					
						計画期間 10 年間					
						中間目標					計画目標

※計画の期間等

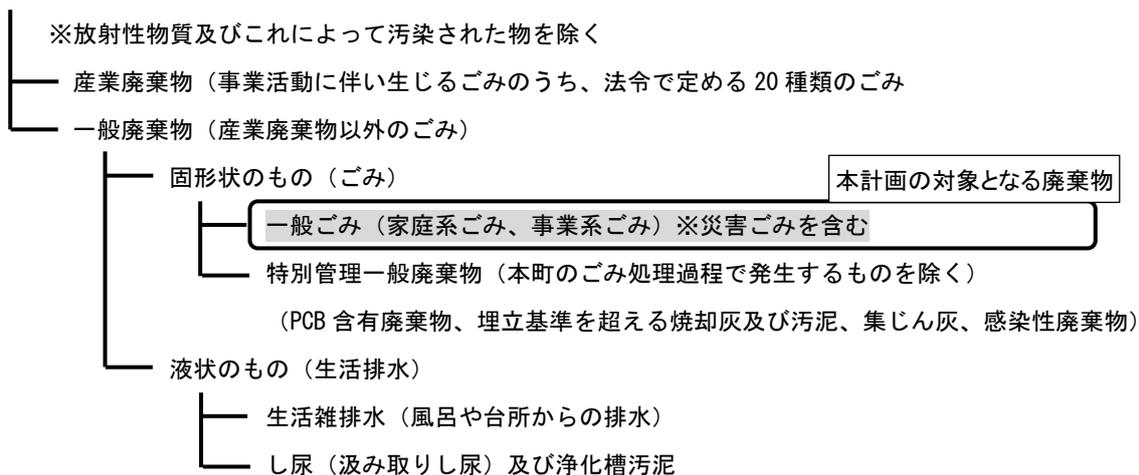
<p>計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると 10～15 年とされている。 <p>計画目標年度 ⇒ 令和 16（2034）年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標年度は、計画期間を 10 年間とし、令和 16（2034）年度とする。 <p>基準年度 ⇒ 令和 5（2023）年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年の令和 5（2023）年度とする。 <p>中間目標年度 ⇒ 令和 11（2029）年度</p>

4. 計画の対象となる廃棄物

本計画で対象となる廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物を除く固形状のもの（以下「ごみ」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物

廃棄物（占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないためにふようになつたもの）



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区分	取扱い
PCB 使用部品	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
集じん灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。
パソコン	製造者等の引き取りとする。
その他本町で指定する処理困難物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門業者へ処理を依頼することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ、油類、シンナー、塗料、農薬、火薬などの危険物 ・バイク、農業機器、自動販売機、営業用看板などの大型機材 ・建築廃材、瓦、ブロック、石材、解体廃材、石・土・砂などの家屋の改築、構造物の解体によって生じた不要物 ・タイヤ、バッテリー、ビニールシート、農業用シートなど